

JA蒲都市「キラメキポイント制度」会員規約

(目的)

本規約は、JA蒲都市「キラメキポイント制度」会員（以下「会員」という。）と蒲都市農業協同組合（以下「当組合」という。）との間で、当組合が会員の利用内容や取引内容に応じてポイント付与等の特典を提供する、JA蒲都市「キラメキポイント制度」（以下、「ポイント制度」という。）に関する取扱いを定めたものです。

第1条 会員

(会員定義)

会員は、本規約を承認のうえ、当組合でポイント制度の入会申込書を提出した方のうち、所定の手続きが完了された方をいいます。
なお、2011年12月31日時点において、既に当組合の組合員である方は、入会の申し込みを経ずに会員になることができます。

第2条 ポイントカード(以下、「カード」という)の発行と取扱い

(1) (カードの発行・貸与)

カードは、第1条の会員に対し、会員証として、本人に1枚限り発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当組合に属します。

(2) (カードの使用等の制限)

カードは、カードに記載された会員のみが利用できるものとし、会員以外への譲渡、貸与、担保保証その他占有を移転することはできません。

(3) (発行手数料・年会費)

発行手数料及び年会費は無料です。

第3条 ポイントの付与と残高確認

(1) (ポイント付与方法)

ポイントの付与は店頭付与と後方付与があります。
店頭付与は、取引時に当組合の店舗等でポイントを付与するもので、即時にカードにポイントが記録され、次回取引より使用可能となります。
後方付与は、当組合が任意に決定する時期にポイントを付与するもので、会員自ら当組合の店舗等でカードにポイントを記録することで使用可能となります。

(2) (ポイント付与基準)

付与されるポイントの内容及び取扱いは、当組合所定の「キラメキポイント制度 ポイント基準表」のとおりです。
ただし、「キラメキポイント制度 ポイント基準表」は当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

また、当組合はその他任意に決定する方法により、会員に対しポイントを付与することができるものとします。

(3) (カード不携帯時の店頭ポイントの扱い)

カード不携帯時は、原則、ポイントはつきません。

(4) (ポイント残高の確認)

ポイント残高は、レシート、カードの利用が可能な店舗、ポイント端末、キラメキネットにてご照会いただけます。
ただし、一部店舗及び事業では、ポイント残高がレシートに表示されない場合があります。

第4条 ポイントの使用等方法

(1) (ポイントの使用)

会員が獲得したポイントは、当組合所定の方法により使用することができます。
ただし、使用方法については、当組合が任意に変更できるものとし、変更内容は当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により告知します。

(2) (カードの提示)

ポイントを使用する際、会員はカードを提示するものとします。

(3) (現金との引換)

ポイントは如何なる場合も現金との引換はできません。

(4) (返品・取消時の処理)

会員が購入した商品及びサービスを、会員の都合により返品・取消する場合は、返品時等にカードを提示するものとします。その場合、当該商品等の購入時に使用したポイント相当数は加算、付与したポイント相当数は減算します。

(5) (ポイント残高がマイナスの場合の扱い)

第4項により、ポイント相当数が減算されカードのポイント残高がマイナスとなった場合、マイナス分を現金にて清算させていただくことがあります。

第5条 ポイントの譲渡等

(ポイントの譲渡等の制限)

会員が保有するポイントは、他人に譲渡・貸与することはできません。
ただし、会員が死亡した場合等に限り、同一世帯の他の会員へポイントを譲渡することが可能です。

第6条 ポイントの有効期限

(ポイントの有効期限)

ポイントには、原則として有効期限がありません。ただし、次のいずれかの場合、該当するポイントは失効するものとします。

- ①後方付与されたポイントで、カードに記録可能となる日の翌年度末までに記録されなかった場合の該当ポイント。
 - ②会員資格の喪失、その他組合が必要と判断した場合の全てのポイント。
- なお、失効ポイントは、農業支援に活用するものとします。

第7条 カードの紛失・盗難等

(1) (紛失時の届出、再発行料)

カードの紛失・盗難等が発生した場合、会員はただちに組合へ通知するものとします。当組合は、会員の再発行依頼書の申請をもとにカードを再発行しま

すが、紛失の場合は、カードの再発行手数料として550円(税込)の負担をいただきます。また、カードの再発行により、以前に発行されたカードは無効になりますが、会員が該当カードを発見した場合は、速やかに発見したカードを当組合に提出するものとします。

(2) (再発行時のポイント移行)

カードの再発行に際しては、旧カードと新たなカードの会員が同一会員であることが認められた場合に限り、ポイントの移行を行うことができます。

(3) (免責事項)

カードの紛失・盗難・その他の事由により、第三者がポイントを使用した場合、また、カードを用いて事業利用した場合、当組合は一切の責任を負いません。

第8条 サービス利用の停止等

(1) (ポイント制度の一時停止)

コンピュータ等に障害が生じた場合、一時的にポイント制度が利用できなくなる場合があります。

(2) (不正な利用等)

次のいずれかに該当するときは、当組合はカードの利用をお断りし、カード自体を停止扱いとした上で引き渡しいただくものとします。
①不正な方法によりカードを取得し使用した場合
②カードが改ざん、偽造又は変造されたものである場合
③その他、本カードが不正に利用された場合

(3) (カードの機能停止)

カードのポイント機能は、不正利用防止のため、最後に使用した日の翌日から2年間経過した日に機能停止します。機能停止したカードをお持ちの場合は、当組合にお問い合わせください。

第9条 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかひとつに該当した場合は、会員資格を喪失し、当組合にカードを返却するものとします。なお、会員資格を喪失したときは、ポイント残高はすべて消滅するものとします。

- ①組合員以外の会員が、最後にポイント取引又はカードを使用した日の翌日から2年間を経過した日が属する年度末。
- ②本規約に違反したとき。
- ③会員が当組合でポイント特典、サービス等を利用するに当たり、不正な行為があったとき。
- ④会員が暴力団等反社会的勢力と認められるとき。
- ⑤会員が組合の事業、施設の利用に当たり暴力団等反社会的勢力を同伴し、又は暴力団等反社会的勢力を紹介によって入会させたとき。
- ⑥会員が実在しないことが判明したとき。

第10条 届出事項の変更

(届出事項の変更)

会員は、入会時に記入した会員の氏名、住所その他届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当組合に届出ることとします。
なお、変更の届出がない場合は、会員資格を喪失する場合があります。

第11条 個人情報の収集・保有・利用

(1) (会員の同意)

会員は加入に当たり、以下の第2項から第5項について同意するものとします。

(2) (情報範囲)

当組合は、当組合が以下の情報の保護措置を講じた上で、収集・保有・利用します。

- ①会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号等、連絡先に関する情報
- ②利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報

(3) (利用目的)

当組合は、第2項の情報を以下の目的で利用します。

- ①当組合が行うポイント制度の運用や研究、開発
- ②当組合が取り扱う経済・信用・共済等の各事業、及び付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発

(4) (法令等に基づく情報提供)

当組合は、法令、裁判手続その他の法的手続、又は監督官庁により、会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

(5) (個人情報の委託)

当組合は、本規約に基づくポイント制度の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託します。

第12条 退会

(退会)

会員は、当組合へ退会を届出るとともに、カードを返却することで随時退会できるものとします。

退会により、会員資格を喪失し、ポイント残高は消滅するものとします。

第13条 規約の変更

(1) (規約の変更)

本規約は、当組合の都合により変更することがあります。変更内容は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

なお、本規約の変更等があった場合は、会員は変更後の規約に従うものとします。

(2) (ポイント制度の運用の中断・終了)

ポイント制度の運用は、当組合の都合により中断又は終了することがあります。その場合は、当組合のホームページ掲載、店頭掲示等により会員に告知します。

キラメキ ポイント制度の ご案内



お申込み
不要!

インターネットでポイント残高や履歴が確認できます

パソコン版URL

<https://members.aichi-ja.or.jp/p/gm/index.html>

スマホ版URL

https://members.aichi-ja.or.jp/kumex/sp/sp_index.p.html?JAC=6606

ポイントID



上記URLまたはQRコードのキラメキポイント照会専用サイトで、
ポイントIDとパスワードを入力し、ログインして確認できます。
パスワードの初期設定は西暦の生年月日8ケタです。(【例】1980年12月1日生→19801201)
※初回ログイン後にパスワード変更機能でパスワードの変更をおすすめします。



スマホ版QRコード

ポイント会員申込受付部署

西浦支店	57-4185	形原支店	57-4115	塩津支店	68-7340	中部支店	68-8778
東部支店	67-7118	三谷支店	68-6176	大塚支店	59-8921		
		グリーンセンター蒲郡	68-8080	Aコープかたはら		57-8171	
		Jセルフ形原SS	57-5148	Jセルフ塩津SS		67-6155	
		Jセルフ平田SS	67-8211	Jセルフ大塚SS		59-7617	

制度に関するお問い合わせ先 企画情報課 **0120-811017** *受付時間 9:00~17:00(土・日祝除く)

キラメキポイント制度のご案内



制度の概要

「キラメキポイント制度」は、JA蒲郡市の事業を利用した組合員・利用者の方へ、利用度に応じたポイントを付与します。そのポイントをカードに貯めていただき、JA蒲郡市の各店舗でポイント使用による値引き、またはご用意した商品とポイント交換していただく制度です。

会員資格

会員申込みをされた方。

カードの発行

本人名義のカードを**1枚限り**発行します。発行手数料及び年会費は無料です。

ポイントの貯め方

年間を通じて行う「基本ポイント」、キャンペーン・イベントなどタイムリーに行う「キャンペーンポイント」、年間を通じて行う「ボーナスポイント」でポイントが貯まります。「基本ポイント」及び「ボーナスポイント」の内容はP.3からの「キラメキポイント制度ポイント基準表」の通りです。「キャンペーンポイント」については、その都度、店頭・広報誌・ホームページ等で告知します。

ポイント付与の方法

支店・グリーンセンター蒲郡・Aコープかたはら・ガソリンスタンドで取引をされた時に付く「店頭ポイント」とそれ以外の「後方ポイント」の2種類があり、色々な事業でポイントが付きます。※後方ポイントは、次に紹介するポイント端末でポイントカードに記録することでご利用になれます。

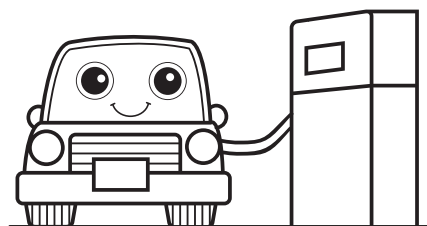
例えば...



- ・定期貯金
- ・定期積金



- ・グリーンセンター蒲郡
 - ・Aコープかたはら
- でのお買物



- ・ガソリンスタンドでの給油・洗車
 - ・タイヤ・オイルなどの商品の購入等
- ※組合員加算ポイント（後方ポイント）

ポイントの記録

「後方ポイント」は以下の店舗に設置してある「ポイント端末」の所定の場所にカードを置くことで、ポイントがカードに記録されます。カードに記録しないと、ポイントは使用することができません。

＜設置場所＞

- ・各支店
- ・グリーンセンター蒲郡
- ・各SS
- ・Aコープかたはら



ポイント端末

ポイントの使い方

カードに貯まったポイントに対して、**1ポイント1円換算**で商品を**値引き**又は**交換**します。（ただし、たばこ、商品券等を除く）

①値引き 1ポイントから利用可能！

商品を購入する時にレジ・給油機にてカードに貯まったポイント分まで値引きします。値引きは複数事業利用ポイントの計算対象となります。

- ・営農事業所
- ・グリーンセンター蒲郡
- ・Aコープかたはら
- ・ガソリンスタンド



②交換 お好きな商品と交換！

- ・健康診断（集団人間ドック）及びオプション検査の受診料
- ・生活文化講座の参加料
- ・カタログ商品との交換（P.5参照）



※交換商品に対してはポイントは付きません。また、交換商品は、複数事業利用ポイントの計算対象外です。

カードの紛失・盗難等

カードの紛失・盗難等の場合は、最寄りのJA店舗へ申し出てください。なお、紛失によりカードを再発行する場合は、手数料として**550円（税込）**をいただきます。

再発行により、以前に発行されたカードは無効となりますが、貯まったポイントはそのまま引き継がれます。なお、未記帳ポイント（後方ポイントでカードに記録していないポイント）は再発行後にカードへの記録が必要です。

ポイントの失効

カードに記録していないポイント（後方ポイント）については、翌年度の3月末をもって失効となりますので、年に一度は、ポイントを記録するようにお願いします。

2025.3末までにカードへ記録すれば、失効されません

2023.4	2024.4	2025.4
P獲得 → 記録	P獲得	失効
	P獲得	

2026.3末までにカードへ記録すれば、失効されません

※カードに記録したポイントは失効しません。

カードの停止

最後にカードを用いてポイント付与（後方ポイントは含まない）・ポイント使用・ポイント記録した日から2年が経過した時、自動的にカードが停止となり、使用できなくなります。

その際は、「ポイント端末」の所定の場所にカードを置くことで、停止解除となります。

会員資格の喪失

組合員以外の方は、最後にポイント取引又はカードを使用した日の翌日から2年間を経過する日が属する年度末に会員資格を喪失し、ポイント残高は全て消滅します。

キラメキポイント制度 ポイント基準表

(1)基本ポイント

事業	ポイント付与項目	基準単位	付与ポイント		付与方法 タイミング	備考
			組合員	員外		
信用	定期貯金 ご契約	10万円につき	10	5	店頭	
	定期積金 ご契約	10万円につき	10	5	店頭	定期積金の給付契約金によります。
	給与新規振込 指定	5万円未満	500	350	後方	
		5万円以上	2,000	1,500		
	年金新規振込 指定	年金1種類につき	500	350	後方	公的年金に限ります。
店舗	グリーンセンター蒲郡、 Aコープかたはらでのお買い上げ	500円(税抜)につき	3	2	店頭	商品券・たばこ・宅配料など 一部除外品があります。
燃料	ガソリンスタンドでの お買い上げ	ガソリン・軽油 4Lにつき	2	1	店頭	レシート上は、員外ポイントで表示されますが、組合員の方の加算ポイントは後方付与となりますので、後日ポイント端末でご確認ください。 ※クレジットカード利用では付与されません。
		店頭灯油 4Lにつき	2	1		
	洗車・タイヤ・オイルなど 500円(税抜)につき	2	1			
	生活機器、石油機器のお買い上げ	1,000円(税抜)につき	3	2	後方	
葬祭	墓石・仏壇・ペット供養品のお買い上げ、 法要(返礼品・会食・ホール利用等)、 遺品整理のご利用	1,000円(税抜)につき	5	4	後方(翌月)	

※「後方」の付与のタイミングは営業日の関係上、前後することがあります。

(2)ボーナスポイント (ボーナスポイントの付与は、計算基準日及びポイント付与日にポイント会員であることが条件となります。)

1) 共済しあわせ夢ポイント

事業	ボーナス 名称	対象取引 (計算基準日)	ランク	基準単位 (長期共済)	付与ポイント				付与方法 タイミング	備考		
					生命		建更				自動車	
					組合員	員外	組合員	員外			組合員	員外
共済	しあわせ夢 ポイント	年度末時点の 共済既契約 (3月末)	A	10,000万円以上	1,500	1,000	1,500	1,000	1,000	500	後方 (年1回/ 7月上旬)	※自動車はDランク以上かつ 自動車共済の 契約者が対象 となります。
			B	5,000万円～ 10,000万円未満	1,200	700	1,200	700				
			C	3,000万円～ 5,000万円未満	1,000	500	1,000	500				
			D	1,000万円～ 3,000万円未満	500	200	500	200				

2) 店舗産直ポイント

名称	対象取引 計算基準日	基準単位 (購入品数)	付与ポイント		付与方法 タイミング	備考
			組合員	員外		
店舗産直 ポイント	グリーンセンター蒲郡、 Aコープかたはらでの 産直品の合計購入品数	200品～299品	200		後方 (年1回/ 7月上旬)	
		300品～399品	300			
		400品～499品	400			
		500品以上	500			



複数事業利用ポイントの内容変更

【主な変更点】・下表②複数事業利用点数一覧表の事業カテゴリ⑨生活指導の基準を変更
・下表③信用事業利用基準表の利用取引基準に「JAバンクアプリ」、「投資信託残高あり」を追加

3) 複数事業利用ポイント

① ランク基準

事業	ボーナス名称	対象取引 (計算基準日)	ランク	基準単位	付与ポイント		付与方法 タイミング	備考
					組合員	員外		
総合	複数事業 利用ポイント	下記「複数事業利用 点数一覧表」参照 (3月末)	A	320点以上	30,000	後方 (年1回/ 7月上旬)	組合員限定の ボーナスポイントです。 ※3月末時点で 組合員の方	
			B	240点～310点	20,000			
			C	200点～230点	10,000			
			D	160点～190点	5,000			
			E	90点～150点	1,000			

② 複数事業利用点数一覧表 ※基準単位は税抜金額となります。

事業カテゴリ	基準	事業点数	内容
①信用	1～7点	10	3月末現在の貯金平均残高、定期積金給付契約金、融資平均残高、各種利用取引に応じた信用点数の合計による *下記「信用事業利用基準表」に基づき計算します
	8～15点	50	
	16～24点	60	
	25点以上	70	
②営農	10,000円～50,000円未満	10	肥料・農薬・営農資材・営農重油・営農灯油などの利用高による
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円～500,000円未満	50	
	500,000円～1,000,000円未満	60	
③店舗 (産直・共選品)	1,000,000円以上	70	Aコープかたはら、グリーンセンター蒲郡の産直品・共選品の利用高による ・産直品…産直会員が出荷した野菜、果物、切り花など ・共選品…JA蒲郡市の選果場に出荷されたみかん、いちご、アスパラガス、ネギなど
	50,000円～100,000円未満	20	
	10,000円～50,000円未満	10	
④店舗 (③以外)	100,000円以上	50	Aコープかたはら、グリーンセンター蒲郡における 上記の産直品・共選品以外の利用高による
	50,000円～100,000円未満	20	
	10,000円～50,000円未満	10	
⑤SS (燃料油)	10,000円～50,000円未満	10	JA蒲郡市の各給油所でのガソリン・混合油・軽油・灯油・重油の利用高による ※JA蒲郡市以外のJA-SSでの取引(相互給油)は対象外 ※クレジットカード利用による取引は対象外
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円以上	50	
⑥SS (⑤以外)	5,000円～50,000円未満	10	JA蒲郡市の各給油所での燃料油以外での利用高による ※対象取引…オイル、タイヤ、バッテリー、アクセサリ、洗車、車検、生活機器、石油機器、配管など ※クレジットカード利用による取引は対象外
	50,000円～100,000円未満	20	
	100,000円以上	50	
⑦葬祭	10,000円～200,000円未満	10	葬儀費用一式代金(祭壇装具、ホール利用料、香典返し等)、法要(返礼品、会食、ホール利用料等)、墓石・仏壇の購入等の利用高による
200,000円以上	50		
⑧資産管理	10,000円～100,000円未満	10	生活支援サービスの利用高による ・家事支援サービス(リフォーム工事、シロアリ駆除等) ・防犯対策サービス
	100,000円～500,000円未満	30	
⑨生活指導	500,000円以上	50	農業新聞(紙版・電子版)、ちゃぐりん、地上等の生活指導機関誌の購入代金による ※農業新聞(電子版)のクレジットカード利用による取引は対象外
	10,000円～35,000円未満	10	
事業 カテゴリ 利用数	2事業カテゴリ	10	上記①～⑨のうち、10点以上獲得した事業カテゴリをカウントし、 事業カテゴリ数に応じて加点する (1事業カテゴリのみの利用は加点なし)
	3事業カテゴリ	50	
	4事業カテゴリ	70	
	5事業カテゴリ	80	
	6事業カテゴリ	90	
	7事業カテゴリ	100	
	8事業カテゴリ	110	
	9事業カテゴリ	120	

③ 信用事業利用基準表

利用高基準	基準項目	利用高	信用点数
	貯金平均残高 (定期貯金含む)	1万円～100万円未満	1
100万円～200万円未満		2	
200万円～500万円未満		3	
500万円～2,000万円未満		5	
2,000万円以上		7	
10万円～25万円未満		1	
25万円～50万円未満		2	
50万円～100万円未満		3	
100万円～300万円未満		5	
300万円以上		7	
定期積金 給付契約金 (3月末時点)	10万円～100万円未満	1	
	100万円～300万円未満	2	
	300万円～500万円未満	3	
	500万円～1,000万円未満	5	
	1,000万円以上	7	
融資平均残高	10万円～100万円未満	1	
	100万円～300万円未満	2	

利用取引基準	基準項目	利用取引	信用点数
	振込契約	給与、年金、農産物代金	各5
五大公共料金			1種目 1
(NHK、電気、電話、ガス、水道)			2種目 2
			3種目 3
			5種目 5
振替契約	※クレジットカードによる決済は対象外となる場合があります。	5種目 7	
		税金	1
		住宅ローン	5
		教育ローン、マイカーローン	各4
		カードローン	3
ローン契約	その他ローン	2	
	JAカード	3	
	住宅金融支援機構	1	
その他	財形貯金	1	
	マル優、マル財	各1	
	ネットバンク	2	
	JAバンクアプリ	2	
	投資信託残高あり	2	

複数事業利用ポイントの計算の仕方

計算例

① 奨励対象期間内にJA蒲郡市でご利用いただいた本人名義の取引内容に対し、複数事業利用点数一覧表(P.4)に基づいて、合計点数を算出します。

本人名義でのご利用内容

●信用事業（8点）	50点
（貯金（平均残高10万円）…1点）	
（給与振込契約…5点）	
（振替契約（電気・水道）…2点）	
●グリーンセンターでみかんを購入（年間1万円）	10点
●ガソリン給油（年間12万円）	50点
●事業カテゴリ利用数（3事業カテゴリ）	50点
合計	160点



組合員限定

既に90点以上あるが組合員でない方
組合員に加入いただければ、その年度から奨励対象となります。

② 合計点数を複数事業利用ランクにあてはめてランクを決定します。

<複数事業利用ランク>

ランク	合計点数	付与ポイント
A	320点以上	30,000
B	240点～310点	20,000
C	200点～230点	10,000
D	160点～190点	5,000
E	90点～150点	1,000

合計点数160点はDランクになり、
5,000ポイントが付与されます



JA蒲郡市をたくさん利用して、ランクアップをめざそう！

ポイント交換商品カタログ

ポイント交換商品カタログでは、蒲郡産の農産物や加工品・野菜の詰め合わせをはじめ、国産の農畜産物なども掲載しています。蒲郡産農産物の加工品詰め合わせはカタログ限定の商品となっています。ぜひ一度ご覧ください。

- カタログ設置店舗 各支店、グリーンセンター蒲郡、Aコープかたはら、各SS
- 商品の申し込み ポイント端末よりお申し込みできます。操作方法はカタログに記載されています。

組合員への優遇

ポイント付与は、組合員の方が有利な設定になっています。

例えば・・・

- 定期貯金30万円のご契約をした時
- Aコープで5,000円（税抜）のお買い物をした時
- 1年間、JA蒲郡市で各事業を利用した時

通常 15P付与
組合員なら 30P付与

通常 20P付与
組合員なら 30P付与

ランクに応じて、
最大30,000Pの付与
組合員限定のボーナス

まだ組合員加入がお済みでない方は、ぜひお申し込みください。

※蒲郡市外にお住まいの方が組合員になるには一定の条件があります。詳しくはお申し込み時にご確認ください。

組合員加入 申し込み に必要なもの

- JA蒲郡市の本人名義の普通貯金通帳またはキャッシュカード（貯金口座が無い場合は、支店で口座開設が必要です）
- 印鑑（認印で可）及び本人確認書類（免許証、保険証、年金手帳等）
- 加入申込金（出資金）※准組合員は、出資金2口1,000円からの加入をお願いしています。

途中経過を確認しながら上のランクをめざそう！

複数事業利用ポイントの途中経過は、ポイント端末やキラメキネットで確認できます。

1 ポイント端末で確認！



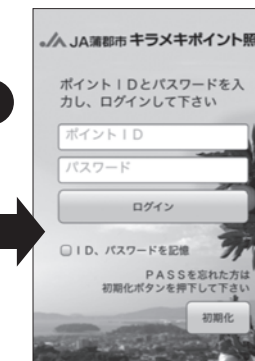
2 キラメキネットで確認！

スマホ版

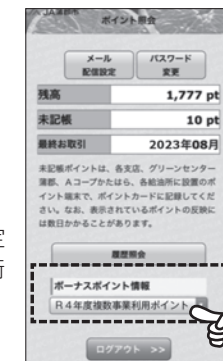
スマホ版QRコード



スマホはこちらから



ポイントID、パスワードを入力
※パスワードの初期設定は西暦の生年月日8桁です



「複数事業利用ポイント途中経過」を選択すると、途中経過のランクと合計点数を確認できます。

途中経過は、10月末以降、毎月初旬に更新されます。利用状況をチェックして上のランクを目指し、たくさんのポイントをもらおう！